

が、市當局から詳細説明して貰ひ度い。と謂へば、

曾我委員長は、今回は市關係の委員は御缺席であるが、次回には出席を願ふこととする。と謂ひ。

五島委員は、市電の外債其の他の諸問題に付て今回は數字的資料を以て説明願ひ度い。と希望し。之に對して。

曾我委員長は、東京市佛貨公債訴訟の問題等もあるので

今回は市から數字的資料を提出する筈である。と答へ、更

に、今回はもう一度本日と同様に懇談的協議をすることゝし、其の結果必要があれば小委員會等を開くことゝ致し度い。と附言し、本日は此の程度で散會すると閉會を宣した。時に午前十一時三十分。

市「町村」道路線認定變更及廢止手續

梅田三郎平

はしがき

市町村に於ける道路の路線認定變更及廢止手續きは、各府縣共圓滑に行なはれ居らざる實情に鑑み何にか簡易なる手續きを定めて事務の統一を計る必要があることを痛感したので今回高知縣では市「町村」道路線認定變更及廢止手續

きなる冊子を編纂して市町村長宛通牒を發した。要は市町村に於ける土木吏員、即ち人の問題であつて如何に簡易なる手續きを定めたとして、これを實行せざる限り水の泡に期するのである。市町村に於ける爾來の取扱ひは土木吏員が手續きを識らざるに缺點あり、その爲事務を遅延して居ると云ふことが明らかとなつたので、本縣では之が手續きを

市町村長に識らすことにしたのである。其の結果は頗る成

績が良好であつて最近にては色々市町村より積極的に質

問する様になつて來た。斯る傾向は府縣が町村監督の上か

ら大變結構なことであると同時に町村自體も事務整理上便

利なことと思はれる。従つて手續不明なる市町村に於て幾

分なりとも事務上の参考になれば幸甚と思ひ本稿を敢て掲

げたのである。素よりこの手續きは淺學非才なる小生が實

務日誌の中から脱稿した案で幾多不備あることをお詫びす

る次第である。

十三土第一二八三號

昭和十三年四月十三日

高知縣經濟部長

市町村長殿

市「町村」道路線認定變更及廢止手續ニ關スル件通牒

爾來ニ於ケル市「町村」道ニ關スル事務ハ其ノ取扱一定

セス事務整理上不便不勘ニ付統一スルノ必要有之候條爾今

別冊市「町村」道路線認定變更及廢止手續記載様式ニ依リ

御處理相成度此段及通牒候也

市「町村」道路線認定變更並廢止手續

目次

第一章 市「町村」道路線の認定と其の手續

第一項 新設道路の認定

第二項 既認定路線の起點終點經過地の變更による道路の新

設

第三項 既認定路線の道路擴築に依る道路の認定

第二章 道路の廢止と其の處分手續

第一項 路線の廢止による道路の廢止

第二項 路線の認定變更に依る道路の廢止

第三項 道路の區域變更による道路の廢止

第三章 行政區劃の境界に係る道路及附屬物の管理

第四章 道路占用規程なき市「町村」道占用認可稟請手續

第五章 河川附屬物と兼用せる市「町村」道路工事に關する件稟

請手續

第六章 他の工事(又は行爲)に伴ふ道路工事に費用負擔に關す

る件稟請手續

第七章 賃取渡船場(若は橋梁)設置許可の件稟請手續

以上

第一章 市「町村」道路線の認定と其の手續

市町村道の路線は道路法第十三條（市道）第十四條（町村道）に依り市町村内の路線に付き市町村長が之を認定することに依つて構成する市町村長が路線を認定する行爲は所謂一つの行政處分であつて其の認定方法には次の三つがある。

- 一、道路の新設を目的とする路線の認定（法第十四條）
- 二、既認定路線の起點、終點若は經過地の變更に因る道路の新設に伴ふ認定即ち路線の認定變更（道路法施行令第二條第四條乃至第六條道路法第十五條）
- 三、既認定路線の道路擴張に因る新規區域の認定所謂區域變更（法第十九條）

第一項 新設道路の認定

道路の新設を目的とする路線の認定は將來道路としての陸上に於ける交通設備を造らんとする場合に其の道路となるべき路線を定むる行政處分である。従つて道路の路線認定は道路としての地上設備の存することを必要としな

所謂道路網を基本とする計畫路線を定むるのである。されば素に路線を認定することは出來ず一定の認定條件に隨つて計畫路線の認定を爲すのである。換言すれば道路政策的根據に基き市町村の自治政策上、經濟上、道路交通網上充分なる調査研究を遂げ確固不動の路線を決定し之れを認定する行政處分である。

(イ) 認定すべき路線は道路網上より觀察して市町村の一般的交通性を有するや否

例へば路線が重複せざること、市町村の交通中心點より見て隔離された間道の嫌のないこと等を研究して選定するが如し

(ロ) 認定すべき路線の起點、終點及經過地は相互に密接の關係を有するや否

例へば尾切蜻蛉の路線でないこと又は一私人的に利用せらるゝ虞れない様十分調査して路線を認定するが如し
(ハ) 認定せらるべき路線は地方開發上必要缺くべからざる路線なるや否、且つ將來に向つて路線の起點、終

點及經過地が地方開發上密接不可分の關係を持續し得るや否

例へば一時限り必要である路線でないこと、利權的弊風に陥入らざること何等地方開發に貢獻し得ざる閉道でない様注意して認定するが如し。

市町村道路線の認定は道路法施行令第二條に依り市町村會に諮問せねばならぬ。従つて市參事會又は町村會の委員會等の決議のみにては法意に添はない、若し市町村會が諮問案に對し追加又は變更の意見書を附して答申した場合之

れを至當と認めるときは更に市町村長は其の追加又は變更の希望意見に對し改めて市町村會に諮問する。市町村會は諮問機關であつて認定意思を決定する機關でないから市町村長は市町村會の追加又は變更の希望意見を不當と認めるときは之れに従ふ必要がない、併し市町村會の諮問は路線認定の必要條件であるから市町村會の意見に關しては速に監督官廳の指揮を受けねばならぬ。

市町村會が諮問に對し同意の答申があつたときは道路法

第五十二條に依り知事の認可を受ける、同法は『左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ』と規定し同法第一號には『國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト』とある。市町村道の路線認定の認可申請は市町村たる行政廳（即チ市町村長）であつて道路管理者としての市町村長ではない、何となれば認定せざる道路は所謂道路法の道路でなく道路なき所に道路管理者が存在する理由がないからである。

其の書式は左の如し

様式第一號

第 號

市（町村）道路線認定ノ件認可稟請

市（町村）道路線ヲ別紙調書ノ通認定致度候條御認可相成度關係書類相添へ此段稟請候也

年 月 日

何那何

市町村

長 何 某

高知縣知事

何

某殿

添付書類

一、理由書

二、路線認定調書

三、路線圖（縮尺六千分ノ一以上）

但シ平面圖ハ局部圖ニ止メス道路網ヨリ調査シ得ル詳細ナルモノヲ添付スルコト（既認定路線ハ赤色、認定セントスル路線ハ黄色、府縣道国道ハ黒色）

平面圖ニハ關係附近ノ路線及路線番號並ニ起點終點ヲ記入スルコト

四、市町村會ニ對スル諮問書及其答申書謄本

（別紙）

理由書

（註）路線認定ノ必要ナル理由ヲ詳細ニ記載スルコト

（別紙）

路線認定調書（「重用」トハ既認定路線ヲ重ネテ用フル場合ニシテ交叉スル場合ハ含マズ）

路線名 町村道 二號路線	延	起點 終點	重用路線 名及延長
	專用		
	重用		
	計		
五・〇〇〇米	一〇・〇〇〇米	大字甲字 乙字	大字甲字 乙字
六・〇〇〇米		地先	地先
五・〇〇〇米		五號路線 五・〇〇〇米	五號路線 五・〇〇〇米

（別紙）

市「町村」會ニ對スル諮問書謄本

議案第 號

何々市「町村」會

道路法ノ規定ニ依リ市「町村」道ノ路線ヲ別紙ノ通り認定セムトス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

年月 日

何々市「町村」長 何 某

市「町村」道路線認定調書（別紙）

路線名 市「町村」 二號路線	延	起點 終點	重用路線 名及延長
	專用		
	重用		
	計		
五・〇〇〇米	一〇・〇〇〇米	大字甲字 乙字	大字甲字 乙字
六・〇〇〇米		地先	地先
五・〇〇〇米		五號路線 五・〇〇〇米	五號路線 五・〇〇〇米

（別紙）

市「町村」會答申書謄本

本月何日付議案第何號ヲ以テ御諮問相成候市「町村」道路線認定ニ關スル件異議無之右及答申候也

年月 日

何々市「町村」會議長 何 某

何々市「町村」長 何 某殿

右稟請に對し知事の認可あれば其の路線を認定し認定したるときは道路法施行令第四條に則り地方の公布式に依り之を告示すべし、其の告示すべき事項は同施行令第六條に明記し即ち路線名並路線の起點、終點及重要なる經過地を表示するのである。

様式第二號（路線認定告示）

何々市「町村」告示第何號

高知縣知事ノ認可ヲ受ケ左記路線ヲ本市「町村」道路線ト認定ス

年月日

何市「町村」長 何 某

記

路線名	起點	終點	重要經過地	摘要
市「町村」 ニ〇號路線	大字甲字乙 番地先	大字甲字乙 番地先	何々 何々	

以上に依つて道路法上の市「町村」道たる行政處分の效力が發生し手續が完了した譯である。次に道路たる地上設備を築造するときは道路法第十九條に依り道路の區域を決

定せねばならぬ、道路區域の決定は「道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム」とあるを以て市町村たる行政廳でなく道路管理者たる市町村長である即ち道路法第十七條に於て「國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス」とあればなり。

道路の區域を決定することは道路としての地上設備を築造するが爲め前提要件であつて道路となるべき其の土地に關する買収寄附等の手段行爲は勿論權利取得の一切の手續を完了する。

道路の區域を決定することは此の手續に入る前提行爲であるが問題のない場合は敷地買収が済で道路としての地上設備を作り上げた後共用開始と同時に區域の決定を爲すも妨げがない、何れにしても道路の區域を決定するときは道路法第五二條に則り知事の認可を受ける、此の手續は左の如し。

様式第三號

道路區域決定ニ關スル認可稟請

何年何月何日付高知縣土指令土第何號ヲ以テ御認可相成候市
「町村」道第何號路線ノ道路ノ區域ヲ別紙平面圖ノ通決定致度
候條御認可相成度此段稟請候也

年月日

何々市「町村」長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添付書類

一、區域ヲ表示シタル平面圖（縮尺千分ノ一又ハ六百分ノ一）

二、濫地取得方法並ニ土地所有者ヨリ賣渡承諾書、土地書類ノ謄

本

三、國府縣道廢道トナリタルモノヲ市「町村」道ニ認定セムトス

ル場合ニアリテ該敷地ノ引渡申請書

（註）平面圖作製セントスルトキハ左記ニ依ルコト

（イ）縮尺ヲ記入スルコト

（ロ）決定スル道路ノ區域線ハ赤色實線ヲ以テ表示スルコト

（ハ）道路ノ延長及幅員ヲ記入スルコト

（ニ）新タニ道路又ハ其附屬物敷地トシテ取得シタル土地ハ

淡赤色ニテ染色スルコト

（ホ）之レト連絡シ又ハ横斷スル國道ハ黑色府縣道ハ黃色其

他市町村道ハ淡紫色トスルコト

（ヘ）水路ハ藍色二重線トスルコト

（ト）湖溝アルトキハ藍色實線トスルコト

道路區域の認可があつたときは認定の時と同じ様に道路
法施行令第十一條の規定に依りて道路區域決定並に供用開
始の告示をする、又區域を變更し供用を廢止する場合も亦
同様告示をする、其の書式は左の如し。

様式第四號

一、道路區域決定ノ場合

何市「町村」告示第 號

本職管理ニ屬スル市「町村」道第何號路線ノ道路ノ區域ヲ別紙
ノ通決定ス

平面圖ノ原本ハ本市役所「町村役場」ニ備置ケリ

年月日

何市「町村」長 何 某

二、道路區域變更ノ場合

何市「町村」告示第 號

本職管理ニ屬スル市「町村」道第何號路線ノ道路區域ヲ別紙平面
圖ノ通變更ス

平面圖ノ原本ハ本市役所「町村役場」ニ備置ケリ

年 月 日

何市「町村」長 何 某

三、供用開始又ハ廢止ノ場合

何市「町村」告示第 號

本職管理ニ屬スル市「町村」道何號路線ノ道路ノ供用ヲ開始ス

（廢止ヲ共フ場合ハ同時ニ左ノ如キ告示スルコト）

「不用ニ歸スベキ道路ノ供用ヲ廢止ス」

年 月 日

何市「町村」長 何 某

以上に依り新道路となりたる總ての手續が完了した譯である依つて私道を市「町村」道に認定した場合も手續は同様であるから之れに準じて爲せばよい。

第二項 既認定路線の起點終點經過地の變更による道路の新設

路の新設

道路を認定したる後に更に認定事項が生ずる。其の場合に三つがある。

(1) 路線の認定變更

路線の認定變更とは勾配の緩和又は屈曲の是正其の他

河身の移動波浪に依る缺壞積雪及砂害等に依る崩壞鐵道停車場又は港津の移動市區改正耕地整理等々諸原因によりて既認定路線の位置即ち起點、終點經過地を全部又は一部を變更せねばならぬ場合に新に設置したる路線を認定することを謂ふ、この場合に於ける認定手續は新路線の認定の手續と同様である先づ順序として

(イ) 市町村會に諮問すること、但し新路線の場合と

異なり重要ならざるものと認むる場合は市町村會

の諮問は省略されて居る。(大正九年五月内務省發

土第四三號土木局長通牒)即ち道路ノ路線ノ變更

又ハ廢止ニシテ重要ナラサルモノハ道路法施行令

第二條但書ノ規定ニ依ル諮問ヲ要セサルノミナラ

ス今回省令第六號ヲ以テ監督官廳ノ認可ヲ省略

スルコトト相成候處右規定ノ適用付ニテハ左ノ通

り御承知相成度尙郡道以下ノ道路管理者ニ對シテ

モ此趣旨御通牒相成度」

一、鐵道停車場又ハ港津ノ移動ニ伴フ路線ノ變更又ハ

廢止

二、耕地整理ニ伴フ路線ノ變更又ハ廢止

三、鐵道又ハ軌道敷設ノ爲メ必要ナル線路ノ變更

四、河身ノ移動ニ伴フ必要ナル路線ノ變更

五、市街地内ノ並行線中形質優良ノ道路ヲ府縣道（地

方費道）ト爲スカ爲メ必要ナル路線ノ變更

六、市區改正ニ伴フ路線ノ變更又ハ廢止

七、水害潮雪害又ハ砂害ヲ避クル爲メ必要ナル最小限度

ノ路線ノ變更

八、勾配又ハ屈曲ノ改良上必要ナル最小限度ノ路線ノ

變更

(ロ) 市町村會に諮問し、答申があつたときは知事の認

可を受ける、但し前述した通り諮問を必要とせざる

事項に關しては知事の認可も必要としない、併し之

れが告示を爲したる時は直接監督官廳たる知事に告

示の寫を添付して報告する。

(2) 既に認定したる路線に代へて新設したる部分の道路

區域を決定する手續は前述新設路線の場合と同様であ

る。此の場合諮問及認可を要せざる程度のもは區域の

決定に對しても知事の認可を必要とせざるかとの疑問が

起るが新に區域を定むることは土地の私有權に關係があ

るから認可を省略することは出来ない。

(3) 認可があつたときは道路法施行令第十一條により供

用の開始の告示を爲す其の手續は前述參照の通りである

様式第五號

第 號

市「町村」道路線認定變更ノ件稟請

市「町村」道路線中別紙調書ノ通り認定變更致度候條御認可相

成度關係書類相添此段及稟請候也

年 月 日

何市 何 某
何郡 何 某
何 何 某

高知縣知事 何 某殿

添付書類

一、理由書

二、路線認定變更調書

三、路線圖（前同）

四、市町村會ニ對スル諮問書及其答申書謄本

(別紙) 理由書

(註) 路線ノ變更シタル理由ヲ詳記スルコト

(別紙)

路線認定變更調書 (既認定ノモノハ朱書、新ニ認定セン
トスルモノハ黒書トス)

路線名	延長		起點	終點	重用路線名 及延長
	専用	重用			
市町村道	五〇・〇〇米	一〇・〇〇米	大字甲字 地先	大字乙字 番地	五號路線 五・〇〇米 一五號路線 五・〇〇米
第何號 路線	一〇〇・〇〇	一五・〇〇	大字甲字 番地	大字乙字 番地	五號路線 五・〇〇 一五號路線 五・〇〇 一八號路線 五・〇〇

(別紙) 市「町村」會ニ對スル諮問書謄本

議案第 號

何々市「町村」會

道路法ノ規定ニ依リ市「町村」道路線ヲ別紙ノ通一部變更セン
トス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

年月 日

何々市「町村」長 何 某

(註)

(イ) 市「町村」道路線經過地變更ノ場合

市「町村」道何號路線大字何々字何々番ノ何經由ヲ別紙平面圖
ノ通り大字何字何番ノ何經由ニ變更セントス仍テ其ノ會ノ意見ヲ
諮フ

(ロ) 市「町村」道路線起點終點變更ノ場合

市「町村」道何號路線ノ終點「起點」ヲ別紙平面圖ノ通大字何
字何々番ノ何迄「延長」ニ「變更」セントス仍テ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

(別紙)

市「町村」會答申書謄本

本年何月何日付議案第何號ヲ以テ御諮問相成候市「町村」道路
線一部認定變更ノ件「經過地變更ノ件終點起點變更ノ件」異議無之
右及答申候也

年月 日

何々市「町村」會議長 何 某

何々市「町村」長 何 某殿

第三項

既認定路線ノ道路擴張に依る道路ノ認定
既ニ認定を爲したる路線に對シ幅員を擴張した場合其の
擴張した部分に對して道路ノ區域を認定せねばならぬ。

此の場合も道路敷地として擴張せんとする土地に對しては買収又は寄附の受入等を爲し當該土地の權利取得を爲すが先決問題であるが手續を怠つたときは少くも土地所有者に對し道路敷として差支へなき旨の承諾を得ることが必要である。此の點前述したところと同一であるが容易に承諾を得られず土地を収用せねばならぬ場合は第一に道路區域を決定して収用手續に移るのである。何れにしても道路區域の變更は知事の認可が必要であり認可を受けたときは速やかに區域決定の告示と同時に供用開始の告示をする。

様式第六號

第 號

市町村道路ノ區域變更ノ件認可稟請

今般道路改築工事施行ノ爲メ道路ノ區域ノ變更ノ必要相生シ候條御認可相成度關係書類相添此段及稟請候也

年 月 日

何郡何々市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添 付 書 類

說 苑

一、區域ヲ表示シタル平面圖(縮尺千分ノ一又ハ六百分ノ一)

平面圖記載事項ハ第三號様式ニ同シ

二、理由 書(前揚同シ)

右の道路改築を爲す場合は改築工事に關する認可が必要であるから左の認可稟請を提出せねばならぬ。

様式第七號

市「町村」道新設「改築」ノ件認可稟請

市「町村」道何號路線何郡何々市町村大字何字何々番地先ヨリ何郡同市町村大字何字何々番地先ニ至ル區間有新設「改築」工事施行政度關係書類相添へ稟請候也

年 月 日

何郡何々市町村長 何 某

高知縣知事 何 某殿

添 付 書 類

一、工事着手及竣功期間 着手 年 月 日 竣功 年 月 日

二、工事計畫 畫(別紙設計書記載ノ通り)

三、工事施行方法 請負又ハ直營

四、圖 面

(一) 道 路 平面圖 縮尺千分ノ一
縱斷面圖 縮尺長千分ノ一
橫斷面圖 縮尺百分ノ一

(ロ) 橋梁及溝橋 平面圖 縮尺百分ノ一
 其他工作物 側面圖 縮尺百分ノ一
 (各別) 横斷面圖 縮尺四十分ノ一

五、用地調書及收用方法 (別紙ノ通り)

六、工事費歳入出豫算 (別紙ノ通り)

(註)

用地調書及收用方法										
市町村名	大字	字	地番	臺帳面積	用地面積	土地所有者住所氏名	收用方法	摘要		
何々	何	何	何ノ一	何坪	何坪	何	何某買收			
同	同	同	何ノ五	同	同	同	何某寄付			

道路線の認定、同認定變更及區域變更に對する實例
 一、路線の認定及認定變更は直線を選び迂回屈曲を避くること。即ち

(イ) 圖の如くA B間の既認定路線あるときBよりCに通ずる道路を新設せんとするときはA C線直線を一線とする認定變更(終點延長)をすること。

(ロ) 圖の如くA、B、Cに通ずる既認定線あるときB、Dに通ずる道路を新設せんとするときはA、B、C線

はB C線と變更し新にA、B、D線として認定變更をすること。

(ハ) 圖の如くA、B、C、D線あるとき、線の如くA、D線を新設したるときはA D線として認定し他を廢止すること存置の必要あるときはA、B線B C線に認定變更(終點短縮)をすること。

(ニ) 圖の如くA、B、Cに通ずる道路を新設したるときはY B A線の認定變更を爲しB C間はB C線として認定すること。

(ホ) 圖の如くA B C D線の内B、C間を廢止するとき一旦全線を廢止したる後A B C Dの二線を改めて認定すること。

以上の如く路線認定變更は既認定路線を基準として他の路線に連絡するため又は延長するとか曲線を是正するとき行はるのであつて既認定路線の起點終點經過地の内一を變更する場合にのみ生ずるのである従つて

(ヘ) 圖の如くA B線をC B線とするはA B線を廢止し

CB線を新に認定するのであつて認定變更ではない。

又路線變更と區域變更は左の(ト)(チ)圖の如きが區域變更である即ち(ト)圖は道路の曲線を是正する爲め整した程度のものであつて(チ)圖は既認定道路を中心として擴張したのである。従つて終點起點及經過地に變更さざる限り道路の是正及擴張は區域變更である。茲に經過地とは大字界を稱し小字界が變更するは區域變更とするが取扱上便利である。但し小字界を變更する場合にても他の路線に

連絡の爲めとか起點終點に變更あるときは路線の認定變更である。

尙ほ路線名は統一し置くが整理上便利であるから市町村を通じて單一となる様番號を以て定めるがよい。無暗に種々雑多な名稱を付し又は符號に符號を付けて複雑化せざる様注意せねばならぬ。

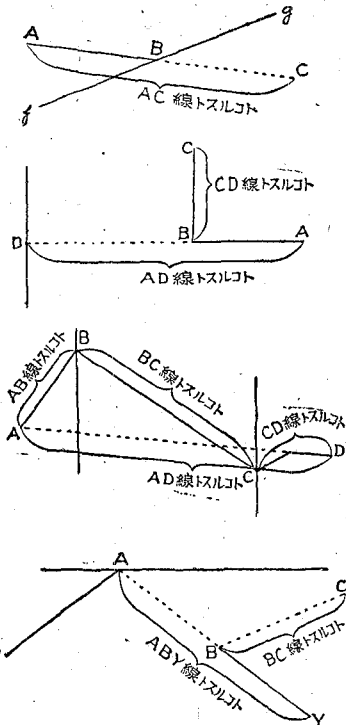
最も注意すべき市「町村」道を三段階級に區別して取扱ふことである。即ち

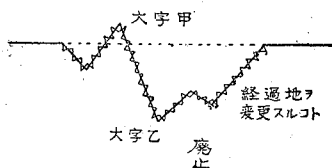
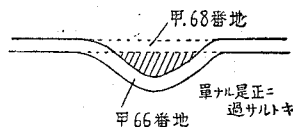
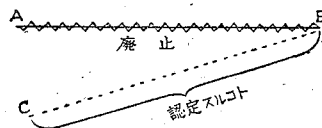
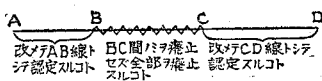
(1) 一級市「町村」道(所謂指定市「町

村」道)

一級市「町村」道とは市「町村」役所又は役場を中心とする道路交通網であつて、例へば市道なれば町より町に(又は區より區)に通ずるもの町村道なれば部落から部落に通ずる交通主要路線を謂ふ、この一級市「町村」道に屬するものは府縣道の次に位すべきも

説
苑





共下水の汲取用等難多なる用途に使用する爲に設けたる補助的のものである。

町村道なれば林産物栽植耕作小路等所謂第二級町村道の補助路線を謂ふ。

右の内一級市「町村」道は内務省所管に屬する最たるものであつて之れが改修に際しては内務省又は縣費補助として實行し二級町村道は農道林道に屬するものであるから之れが改修は主として農林省所管の道路として其の補助を求むるが肝要である。

のである。依つて府縣は斯る路線を指定して特別な維持管理を爲さしむるが肝要である。

(2) 二級市「町村」道（産業用「町村」道、連絡市道）

市道なれば一級市道の交通を圓滑ならしむる爲め丁目毎に設けたる路線を云ふ、町村道なれば林産物搬出用農耕用等の爲め設けたる主用幹線を指すものである。

(3) 三級市「町村」道（所謂補助的市「町村」道）

市道なれば二級市道の交通を補助するとか、或ひは公

二級市道及三級市「町村」道は市町村内に限られたる交通の觀あるを以て之が管理も市町村の自由任せねることゝするが正當である。従つて之れが改修も市町村單獨費を以てすべきである。

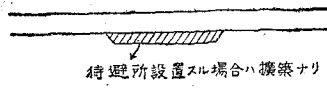
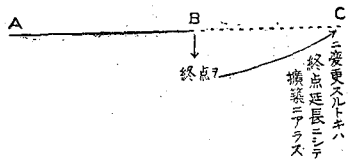
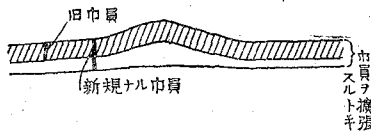
市町村は速かに市「町村」道を右の三種に區分して整理し管理上支障なからしめねばならず右の整理が出来たときは速に縣に報告すること。

「様式」

市「町村」道現況報告（毎年十二月末日現在）

路線等級	路線名	區	間	道路		橋梁	渡船	隧道	幅員		備考
				延長	延長				最大	最小	
一級市道	何々線	自何町何丁目何番	至何町何丁目何番	一〇〇〇m	一〇〇〇m	—	—	—	二・六m	一〇m	何年何月何日認定ニ改築
二級町村道	耕地線何々號	至大字何字何々番	至大字何字何々番	四、〇〇〇m	一〇〇〇m	—	—	二〇m	二・八m	—m	何年何月何日認定ニ改築

テ



説
苑